



大崎上島町

令和8年1月30日

職員の懲戒処分について

このことについて、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり処分しましたので、公表します。

記

公金処理不適正

(1) 被処分者

ア 職員 健康福祉課 係長 50代 女性 減給1か月(10分の1)

処分日:令和8年1月30日

イ 上司 同日付けて口頭による厳重注意

(2) 事案の概要

任意団体の会計担当者として適切な事務処理を行うべき立場にありながら、事務処理を滞らせた結果、団体が支出すべき経費について自己の私費をもって立替払を行った。

また、複数の事務処理に遅延を生じさせ、関係者に迷惑を及ぼすとともに、公金の適正な管理を怠った。

さらに、町から当該団体への補助金が交付された後、立替えていた私費相当額を自己に返還するなど、会計処理として適切とはいえない事務処理を行った。